



# 宮 崎 県 公 報

令和5年6月8日(木曜日) 第413号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更(2件).....(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始(2件).....( " ) 1	
○道路の占用を制限する区域の指定.....( " ) 2	
○沿道修景植栽地区の指定の解除.....( " ) 2	
○沿道修景指定樹木の指定の解除.....( " ) 2	
○物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する	

告示.....(物品管理調達課) 3
公 告
○危険物取扱作業の保安に関する講習の実施.....(消防保安課) 5
○土地改良区の役員の就任の届出.....(農村整備課) 6
○土地改良区の役員の就退任の届出(7件).....( " ) 7
○土地改良区の定款変更の認可(2件).....( " ) 10
○沿道修景植栽地区の指定に係る縦覧.....(道路保全課) 11
○入札公告.....11
公安委員会公告
○警備員指導教育責任者講習の実施について.....12

## 告 示

### 宮崎県告示第 450号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年6月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
302	県道	高鍋美々津線	児湯郡川南町大字川南字子迎 119 97番6から同郡同町同大字同字 1 1997番7まで	旧	10.9~37.5	271.8
				新	12.1~37.5	271.8

### 宮崎県告示第 451号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年6月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
302	県道	高鍋美々津線	児湯郡川南町大字川南字古坂 119 79番1から同郡同町同大字字下浜 11184番1まで	旧	11.7~15.9	366.4
				新	13.7~32.8	366.4

### 宮崎県告示第 452号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年6月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字鳥越4689番3地先から同郡同町同大字同字4688番5地先まで	令和5年6月8日

宮崎県告示第 453号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年6月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
309	県道	川床日向新富停車場線	児湯郡新富町大字新田字湯之宮 1 8646番3地 先から同郡同町同大字字湯牟田 1 9548番1地 先	令和5年6月8日

宮崎県告示第 454号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年6月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大桑木 5 93番49地先から同郡同村同大字同字 5 93番 154地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年6月23日

宮崎県告示第 455号

宮崎県沿道修景美化条例（昭和44年宮崎県条例第13号）第10条第 1 項の規定により、次の沿道修景植栽地区の指定を解除する。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線名	名 称	区 域	修景用植物の種類
国道10号	鏡沿道修景植栽地区	延岡市北川町鏡地内	ピラカンサ、ツクバネウツギ、ツツジ、サルズベリほか
国道10号	熊田沿道修景植栽地区	延岡市北川町川内名熊田地内	サザンカ
国道10号	加草・船越沿道修景植栽地区	門川町大字門川字加草地内 延岡市土々呂町船越地内	ツクバネウツギ
国道10号	丸山・梶木沿道修景植栽地区	日向市大字日知屋字丸山地内 日向市大字日知屋字梶木地内	スイフヨウ
国道 2 18号	北小路・小峯沿道修景植栽地区	延岡市北小路地内 延岡市小峰地内	パンパスグラス
一般県道北方高千穂線（旧国道 2 18号）	八峽・蔵田沿道修景植栽地区	延岡市北方町午字八峽地内 延岡市北方町辰字蔵田地内	ツバキ、ツツジ、アベリアほか

宮崎県告示第 456号

宮崎県沿道修景美化条例（昭和44年宮崎県条例第13号）第10条第 1 項の規定により、次の沿道修景指定樹木の指定を解除する。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線名	指定樹木の名称	位 置
主要地方道都城野尻線（旧国道 2 68号）	スダジイ（1本） （ブナ科）	小林市野尻町東麓地内
市道竹瀬本	エノキ	延岡市北川町長井字飛石竹瀬地

村線 (旧国道10号)	(ニレ科)	内	一般県道北方高千穂線 (旧国道 218号)	クロガネモチ	西臼杵郡日之影町大字七折字八戸地内
主要地方道宮崎インター佐土原線 (旧国道10号)	シデコブシ (モクレン科)	宮崎市佐土原町広瀬地内	市道西都佐土原線 (旧国道 219号)	ナギ (マキ科)	西都市妻栗野地内
国道10号	ヤマナシ (バラ科)	宮崎市高岡町内山浦之名地内	市道那珂東春田線 (旧国道 219号)	エノキ (ニレ科)	宮崎市佐土原町上那珂字東野久尾地内
国道10号	ヒノキ (ヒノキ科)	都城市高城町四家字蓑野地内	市道割付谷川線 (旧国道 221号)	サルスベリ (ミソハギ科)	都城市高崎町前田谷川地内
国道 218号	タブノキ (クスノキ科) ムクノキ (ニレ科)	延岡市高野町地内	国道 221号	ケヤキ (ニレ科)	都城市高崎町大牟田田平地内
一般県道北方高千穂線 (旧国道 218号)	モチノキ (モチノキ科)	西臼杵郡日之影町大字七折字平底地内	市道中島大坪前線 (旧国道 269号)	クスノキ (クスノキ科)	宮崎市清武町加納地内
市道松山中通線 (旧一般県道西延岡停車場線)	オガタマノキ (モクレン科) クスノキ (クスノキ科)	延岡市松山町地内	市道中村源藤線 (旧国道 269号)	クロガネモチ (モチノキ科)	宮崎市大字恒久上恒久地内
一般県道北方高千穂線 (旧国道 218号)	クロガネモチ	西臼杵郡日之影町大字七折字松崎地内	国道 388号 (旧主要地方道門川北郷線)	クロガネモチ	東臼杵郡門川町小松地内

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 457号

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第93号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(競争入札参加資格審査の申請) 第3条 [略] 2 申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合はその一部を省略することができる。 (1) 申請者が法人等である場合 次に掲げる書類 ア・イ [略]	(競争入札参加資格審査の申請) 第3条 [略] 2 申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合はその一部を省略することができる。 (1) 申請者が法人等である場合 次に掲げる書類 ア・イ [略]

<p>ウ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税、<u>地方法人特別税</u>及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面 エ～カ [略]</p> <p>(2) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類 ア [略] イ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税、<u>地方法人特別税</u>及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面 ウ～キ [略]</p> <p>3 [略] (資格の審査及び名簿への登載)</p> <p>第4条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、別に定める業種の区分に応じ書類審査又は実態調査を行い、第13条に規定する審査会の審査を経て、次に掲げる者以外の者で名簿に登載することが適当であると認めたものについては、これを名簿に登載するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税、<u>地方法人特別税</u>及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がある者</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>ウ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面 エ～カ [略]</p> <p>(2) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類 ア [略] イ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面 ウ～キ [略]</p> <p>3 [略] (資格の審査及び名簿への登載)</p> <p>第4条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、別に定める業種の区分に応じ書類審査又は実態調査を行い、第13条に規定する審査会の審査を経て、次に掲げる者以外の者で名簿に登載することが適当であると認めたものについては、これを名簿に登載するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がある者</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	---

別記様式第1号中

(カナ) 商号又は 名称					実 印	を
氏 名 <small>(法人にあっては 代表者職氏名)</small>						
電話番号	市外局番 局 番 番 号 ( )	F A X 番 号	市外局番 局 番 番 号 ( )			
メールアドレス	(この欄は任意記入)					

(カナ) 商号又は 名称					に改め、同様式
氏 名 <small>(法人にあっては 代表者職氏名)</small>					
電話番号	市外局番 局 番 番 号 ( )	F A X 番 号	市外局番 局 番 番 号 ( )		
メールアドレス	(この欄は任意記入)				

実印

別紙 3 中

住所		
商号又は名称		
代表者職氏名		
記入責任者	職・氏名	

を

「

住所

商号又は名称

代表者職氏名

記入責任者	職・氏名	
-------	------	--

に改め、同様式別紙 4 中

」

「

住所

商号又は名称

代表者職氏名

実印		
----	--	--

を

」

「

住所

商号又は名称

代表者職氏名

に改める。

」

別記様式第 2 号中

商号又は名称 氏 名 (法人にあっては 代表者職氏名) 債 権 者 番 号	実印
---	----

を

」

「

商号又は名称

氏 名

(法人にあっては  
代表者職氏名)

債 権 者 番 号

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- この告示は、公表の日から施行する。  
(経過措置)
- この告示による改正後の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号の規定は、令和 5 年を登載基準年とする競争入札参加資格から適用し、令和 2 年を登載基準年とする競争入札参加資格については、なお従前の例による。
- この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

公 告

消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 13 条の 23 の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

令和 5 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	7月26日(水) 13:30~16:30	小林中央公民館 小林市細野38番地1
	8月2日(水) 9:30~12:30	西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町2丁目26番地
	8月10日(木) 9:30~12:30	日向市日知屋公民館 日向市大字日知屋1425番地1
	8月22日(火) 9:30~12:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7
	8月23日(水) 9:30~12:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7
	8月24日(木) 9:30~12:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7
	9月1日(金) 9:30~12:30	日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山2丁目4番44号
	9月12日(火) 13:30~16:30	高千穂町中央公民館 西臼杵郡高千穂町大字三田井723番地1
	9月13日(水) 9:30~12:30	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番地の1
	9月27日(水) 9:30~12:30	都城市中央公民館 都城市姫城町7街区8号
9月28日(木) 9:30~12:30	都城市中央公民館 都城市姫城町7街区8号	
給油取扱所以外において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	8月2日(水) 13:30~16:30	西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町2丁目26番地
	8月10日(木) 13:30~16:30	日向市日知屋公民館 日向市大字日知屋1425番地1
	8月22日(火) 13:30~16:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7
	8月23日(水) 13:30~16:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7
	8月24日(木) 13:30~16:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7

9月1日(金) 13:30~16:30	日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山2丁目4番44号
9月13日(水) 13:30~16:30	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番地の1
9月14日(木) 9:30~12:30 13:30~16:30	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番地の1
9月15日(金) 9:30~12:30 13:30~16:30	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番地の1
9月27日(水) 13:30~16:30	都城市中央公民館 都城市姫城町7街区8号
9月28日(木) 13:30~16:30	都城市中央公民館 都城市姫城町7街区8号

2 講習の対象者

製造所、貯蔵所又は取扱所において現に危険物取扱作業に従事する者であって、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状又は丙種危険物取扱者免状の交付を受けており、かつ、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項若しくは第2項に規定する受講義務者

3 講習科目及び講習時間数

- (1) 危険物関係法令 1時間
- (2) 危険物の火災予防等 2時間

4 受講申請書の受付期間

令和5年6月26日(月)から令和5年7月7日(金)まで(郵送の場合は、7月7日(金)の消印のあるものまで有効とする。)

5 受講申請書の提出先

宮崎市橘通東2丁目7番18号 大淀開発ビル内(〒880-0805)  
一般社団法人宮崎県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 その他

- (1) 受講申請書は、一般社団法人宮崎県危険物安全協会、各地区危険物安全協会、宮崎県総務部危機管理局消防保安課、各消防本部又は一部町村役場(西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町)で交付する。
- (2) 詳細については、一般社団法人宮崎県危険物安全協会(電話0985(22)1868)又は宮崎県総務部危機管理局消防保安課(電話0985(26)7065)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、今町土地改良区(都城市)の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 丸 満 弘	都城市大岩田町6807番地6
理 事	福 丸 好 文	都城市大岩田町6797番地3

(任期：令和7年3月31日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、田野町八重地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	國 部 幸一朗	宮崎市田野町乙 955番地 1
理 事	日 高 庄 三	宮崎市田野町乙1041番地
理 事	國 部 剛	宮崎市田野町乙1376番地 1
理 事	國 部 達 郎	宮崎市田野町乙 955番地 1
理 事	尾 頭 政 孝	宮崎市田野町乙13702番地
監 事	渡 部 道 男	宮崎市田野町乙 661番地
監 事	川 越 初 義	宮崎市田野町乙 680番地

(任期：令和9年3月31日まで)

#### 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	渡 部 道 男	宮崎市田野町乙 661番地
理 事	國 部 幸一朗	宮崎市田野町乙 955番地 1
理 事	日 高 庄 三	宮崎市田野町乙1041番地
理 事	川 越 廉 透	宮崎市田野町乙 678番地
理 事	尾 頭 政 孝	宮崎市田野町乙 13702番地
監 事	蛭 原 巖	宮崎市田野町乙 666番地
監 事	國 部 剛	宮崎市田野町乙1376番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、巢立土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のと

おり届出があった。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	濟 陽 幸 博	都城市岩満町 750番地 1
理 事	内 村 不二雄	都城市岩満町 743番地 2
理 事	釘 崎 義 伸	都城市丸谷町2126番地
理 事	巢 立 勇 次	都城市岩満町 887番地
理 事	蕨 野 義 則	都城市岩満町1449番地
監 事	谷ヶ久保 博志	都城市岩満町 953番地ロ
監 事	広 池 秀 子	都城市岩満町 880番地

(任期：令和9年4月27日まで)

#### 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	谷ヶ久保 博志	都城市岩満町 953番地ロ
理 事	釘 崎 義 伸	都城市丸谷町2126番地
理 事	山 下 信 重	都城市岩満町 705番地 4
理 事	巢 立 勇 次	都城市岩満町 887番地
理 事	八 木 伸 夫	都城市岩満町 948番地
監 事	廣 池 和 朗	都城市岩満町 996番地
監 事	福 元 広 和	都城市丸谷町2094番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、高城町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 上 一 郎	都城市高城町石山2727番地
理 事	森 高 司	都城市高城町石山2750番地

理 事	広 池 浩 一	都城市高城町石山2372番地 1
理 事	吉 永 正 夫	都城市高城町石山2710番地 1
理 事	黒 肱 昭 治	都城市高城町石山1694番地 6
理 事	岩 崎 一 之	都城市高城町石山3652番地
監 事	中 吉 幸 治	都城市高城町石山2717番地
監 事	湯 屋 尚 武	都城市高城町石山1712番地
監 事	吉 留 寿	都城市高城町石山3235番地 9

(任期：令和9年4月30日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	川 上 正 郎	都城市高城町大井手2618番地 1
理 事	末 廣 健 司	都城市高城町石山2387番地 1
理 事	池 澤 孝 一	都城市高城町石山1596番地
理 事	飯 盛 茂	都城市高城町石山1712番地 1
理 事	東 光 義	都城市高城町石山2758番地 11
理 事	福 嶋 善 久	都城市高城町石山2356番地 5
監 事	馬 渡 早	都城市高城町石山1947番地
監 事	天神原 八重子	都城市高城町石山1147番地 1
監 事	馬 場 通	都城市高城町石山1068番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、山田町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	有 馬 信 幸	都城市山田町山田3101番地 4
理 事	中 島 香 澄	都城市山田町山田3115番地 10
理 事	竹 下 孝 一	都城市山田町山田3045番地
理 事	藤 森 征 男	都城市山田町山田3026番地

理 事	森 元 勝 弘	都城市山田町山田2677番地 1
理 事	児 玉 和 也	都城市山田町山田2169番地 3
理 事	川 崎 和 廣	都城市山田町山田2174番地 3
理 事	日 高 義 宗	都城市山田町山田2174番地 8
理 事	米 吉 修 一	都城市山田町山田4442番地 10
監 事	山 内 久 義	都城市山田町山田2303番地
監 事	二 宮 正 勝	都城市山田町山田3109番地
監 事	花 森 正 成	都城市山田町山田3203番地

(任期：令和9年4月26日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	藤 森 征 男	都城市山田町山田3026番地
理 事	稲 元 秀 雄	都城市山田町山田3151番地
理 事	黒 島 邦 男	都城市山田町山田3308番地
理 事	村 岡 博 光	都城市山田町山田2978番地 3
理 事	森 元 勝 弘	都城市山田町山田2677番地 1
理 事	川 崎 和 廣	都城市山田町山田2174番地 3
理 事	日 高 義 宗	都城市山田町山田2174番地 8
理 事	日 高 義 裕	都城市山田町山田2171番地 1
理 事	鬼 塚 良 明	都城市山田町山田1004番地 1
監 事	山 内 久 義	都城市山田町山田2303番地
監 事	竹 下 孝 一	都城市山田町山田3045番地
監 事	二 宮 正 勝	都城市山田町山田3109番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、大丸土地改良区（小林市）の役員の新就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員



役 名	氏 名	住 所
理 事	丸 尾 義 盛	小林市真方5456番地
理 事	斉 藤 清 利	小林市東方7532番地
理 事	下り藤 利 教	小林市東方 462番地 6
理 事	前 田 静 夫	小林市東方3480番地 3
理 事	斉 藤 良 久	小林市東方2748番地 1
理 事	榎 窪 次 策	小林市東方2898番地
理 事	木切倉 真由美	小林市細野4695番地20
理 事	米 倉 まさ子	小林市東方 688番地 2
理 事	中 窪 勝 彦	小林市東方2093番地 3
理 事	山 口 笑 子	小林市東方3150番地
監 事	里 岡 卓	小林市東方3224番地
監 事	小 畠 利 春	小林市東方3934番地

(任期：令和 8 年 3 月 31 日まで)

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	里 岡 卓	小林市東方3224番地
理 事	木切倉 正 弘	小林市水流迫1073番地35
理 事	高 佐 昇	小林市東方2314番地
理 事	谷之木 保 幸	小林市東方2051番地 6
理 事	下り藤 久美子	小林市東方 444番地
理 事	上 原 章	小林市東方2084番地
理 事	赤 木 平 作	小林市東方3201番地 7
理 事	鷗 野 誠	小林市東方 688番地 1
理 事	湯之前 勝	小林市東方 692番地 3
監 事	谷之木 信 弘	小林市東方2034番地 4
監 事	細 田 典 秀	小林市東方71番地19

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、木脇土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 5 年 6 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 山 光 一	東諸県郡国富町大字木脇1701番地
理 事	俵 森 博 年	東諸県郡国富町大字木脇1481番地 3
理 事	森久保 健 二	東諸県郡国富町大字木脇5253番地 2
理 事	日 高 幸 一	東諸県郡国富町大字木脇2856番地 1
理 事	野津手 信 介	東諸県郡国富町大字木脇3339番地
理 事	中 本 富治宣	東諸県郡国富町大字木脇2725番地
理 事	重 山 周三郎	東諸県郡国富町大字木脇1041番地
理 事	黒 木 保 行	東諸県郡国富町大字木脇1067番地
監 事	渡 邊 俊 朗	東諸県郡国富町大字木脇1231番地 1
監 事	下宮園 優	東諸県郡国富町大字木脇3429番地
監 事	佐土原 敏 郎	東諸県郡国富町大字木脇1282番地

(任期：令和 7 年 3 月 31 日まで)

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 重 昭	東諸県郡国富町大字木脇1072番地 2
理 事	渡 邊 俊 朗	東諸県郡国富町大字木脇1231番地 1
理 事	下宮園 優	東諸県郡国富町大字木脇3429番地
理 事	中 山 光 一	東諸県郡国富町大字木脇1701番地
理 事	田 代 政 利	東諸県郡国富町大字木脇3562番地 1

理 事	重 山 房 己	東諸県郡国富町大字木脇1035番地
理 事	兒 玉 好 正	東諸県郡国富町大字木脇1231番地 4
理 事	俵 森 博 年	東諸県郡国富町大字木脇1481番地 3
監 事	橋 本 康 行	東諸県郡国富町大字本庄1772番地
監 事	高 野 恭 司	宮崎市青葉町 158番地 1 102号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、三ヶ所土地改良区(五ヶ瀬町)の役員の内任及び退任について次のとおり届出があった。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	畦 池 港	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所8119 - 1 番地
理 事	興 梶 貴 記	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 102 98番地
理 事	甲 斐 江美子	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 115 81番地
理 事	甲 斐 浩一郎	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1182 番地
理 事	甲 斐 義 高	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所7063 番地
理 事	長 田 高 廣	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所6038 番地
理 事	飯 干 良 二	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 106 80- 1 番地
理 事	宮 本 京二郎	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 110 02番地
理 事	高 嶋 清 敏	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 117 90番地
理 事	菊 池 琢 也	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 118 04番地
理 事	飯 干 涉	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 111 19- 2 番地

監 事	甲 斐 安 廣	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9332 - 1 番地
監 事	廣 本 憲 史	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2292 番地

(任期: 令和8年4月12日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	飯 干 豊	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所8763 番地
理 事	甲 斐 秀 男	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所6751 - 2 番地
理 事	甲 斐 浩一郎	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1182 番地
理 事	藤 川 和 幸	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所7918 番地
理 事	甲 斐 一 信	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所8392 番地
理 事	興 梶 貴 記	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 102 98番地
理 事	飯 干 繁 光	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9290 - 3 番地
理 事	甲 斐 芳 昭	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 106 80- 1 番地
理 事	矢 野 孝 文	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 110 02番地
理 事	後 藤 豊	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 115 98番地
理 事	津 隈 明 夫	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 118 04番地
監 事	毛 利 信 俊	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所5944 番地
監 事	太 田 博 美	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 104 10- 1 番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、曾木土地改良区(延岡市)から令和5年3月8日付けで申請のあ

った定款の変更を認可した。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、下本庄土地改良区(国富町)から令和5年5月12日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県沿道修景美化条例(昭和44年宮崎県条例第13号)第9条第1項の規定により、次のとおり沿道修景植栽地区を指定したいので、関係書類を令和5年6月8日から令和5年6月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課、宮崎県西臼杵支庁土木課及び宮崎県延岡土木事務所並びに延岡市都市建設部都市計画課及び日之影町建設課に備え置いて公衆の縦覧に供する。なお、延岡市及び日之影町並びに利害関係人は、当該沿道修景植栽地区の指定について縦覧期間満了の日までに、宮崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線名	名 称	区 域	修景用植物の種類
国道 2 18号	宮水沿 道修景 植栽地 区	西臼杵郡日之影町大字七折 字仲畑地内 西臼杵郡日之影町大字七折 字飛渡地内	サルスベリ
国道 3 26号	臼杵沿 道修景 植栽地 区	延岡市北川町川内名字臼杵 地内	サクラ、ツツジ

## 入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年6月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量 宮崎県防災救急ヘリコプター 一式
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年9月30日
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (1)の調達物品及び数量について総合評価一般競争入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和5年宮崎県告示第120号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が車両・船舶・航空機類で、種目が航空機販売・整備のものであること。
- (2) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (4) 入札公告前5年間に、国又は地方公共団体において航空消防活動、海難救助、捜索救助等の警察業務を目的として運航されるヘリコプターの納入履行実績を有する者であること。
- (5) 仕様書に定める構造及び性能等並びに装備品等を備えた宮崎県防災救急ヘリコプターを納入することができる者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。

### 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書類等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和5年6月8日(木)から令和5年6月23日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部危機管理局消防保安課消防担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7627
- (2) 期間 令和5年6月8日(木)から令和5年7月26日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県総務部危機管理局消防保安課消防担当
- (2) 交付期間 令和5年6月8日(木)から令和5年7月5日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

### 6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、2の資格を有することの確認を受けるため、次により総合評価一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県総務部危機管理局消防保安課消防担当
- (2) 提出期限 令和5年7月5日(水)午後5時(送付にあって

- は、同日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)
- (4) 提出書類 入札説明書による。
- (5) 提出部数 1部
- (6) その他 総合評価一般競争入札参加申請書の確認結果については、別途通知する。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総務部危機管理局消防保安課消防担当
- (2) 提出期限 令和5年7月26日(水)午後5時(送付にあっては、同日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県防災庁舎4階防46号室 宮崎市橋通1丁目9番18号
- (2) 日時 令和5年7月27日(木)午前10時
- 9 入札保証金  
入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項  
この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定方法
- (1) 落札者の決定基準  
地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、有効な入札書等を提出した者であって、宮崎県財務規則第122条第1項の規定により定める予定価格の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が本県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。  
なお、落札者の決定基準の詳細は、入札説明書による。
- (2) 評価項目  
ア 運航の安全確保  
イ 本県の航空消防活動に求められる機体性能等  
ウ 防災救急ヘリコプターの組立に係る能力(整備体制等)  
エ 納入後の耐空性の維持  
オ 納入後の安定運航
- 12 仮契約の締結  
本調達に係る契約書の締結については、宮崎県議会(以下「議会」という。)の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに本契約が成立するものとする。
- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、県は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 13 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県総務部危機管理局消防保安課消防担当
- 14 一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 15 その他

- (1) この一般競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成26年6月23日会計管理局会計課定め)に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この一般競争入札に関する詳細は、入札説明書等による。

16 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required: Miyazaki Prefecture Disaster Prevention and Ambulance Helicopter Unit
- (2) Time-limit for Submission of Tenders: 5:00 p.m. 26 July 2023
- (3) Contact Point for the Notice: Public Safety and Fire Prevention Division, Crisis Management Bureau, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government. 2-10-1, Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7627

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第9号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和5年6月8日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	3号警備業務	令和5年9月7日(木)から9月14日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項に規定する合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継

続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、一年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

### 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

### 4 受講申込書の提出方法等

#### (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

#### (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
3号警備業務	令和5年7月24日（月）から8月4日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

#### (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

#### (4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

##### (ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

##### (イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

##### (ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

##### (エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

##### (オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

### 5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	3号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

### 6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--